

7月10日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です

<投票時間：7:00～20:00>

問合せ 松伏町選挙管理委員会 ☎991-1893

令和4年7月25日任期満了に伴う参議院議員通常選挙が行われます。

■投票できる方

平成16年7月11日までに生まれた方で、令和4年3月21日までに転入の届出をし、引き続き松伏町の住民基本台帳に登録されている方。

■有権者に入場整理券を送付します

入場整理券には、投票所や投票時間が記載されています。ご確認のうえ、投票日当日は指定された投票所へ入場整理券を持参し、投票してください。

■期日前投票について

期間／7月9日(土)まで

時間／8:30～20:00 場所／役場第二庁舎3階 301会議室

持ち物／入場整理券(未着の場合は持参する必要はありません。)

※投票日の当日、仕事や旅行などにより、入場整理券に記載された投票所での投票ができない方は「期日前投票」ができます。

※最終日の9日(土)は混雑が予想されますので、期日前投票期間を有効に利用してください。

■開票について

参観を希望される方は、当日、会場にて受付をしてください。

日時／7月10日(日)20:50～ 会場／松伏第二小学校体育館

※会場の都合により、入場数を50名に制限します。

■不在者投票について

身体に重度の障がいがある方や、要介護認定を受けていて一定の条件を満たす方は、ご自宅で郵便による「不在者投票」ができます。不在者投票を行うためには別途手続きが必要となりますので、希望される方は早めに申請してください。その他、出張等で投票日の当日、投票所へ来られない方も不在者投票ができる場合がありますので、お問い合わせください。

投票所内では新型コロナウイルス感染予防対策を実施しております。

福祉制度をご存じですか？～子どものしあわせのために～

問合せ

すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876 (児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費、福祉資金貸付制度)

いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎991-1877 (特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当)

▶児童扶養手当

父母の離婚など何らかの理由で父又は母のいない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障がいがあり、子どもを育てている方に支給される手当です。

上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。

ただし、申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限等があります。

手当の額(令和4年4月～)※5月支払い分～

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給) ※所得に応じて
1人	43,070円	43,060円～10,160円
2人	10,170円を加算	10,160円～5,090円
3人以上	1人につき6,100円を加算	6,090円～3,050円

▶特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(令和4年4月～)※8月支払い分～

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	52,400円
2級(中度)	34,900円

令和4年度職員採用試験を実施します

問合せ 総務課 職員文書担当 ☎991-1896

令和5年4月1日付採用の松伏町職員を募集します。松伏町のために働きたい方、生まれ育った松伏町で働きたい方、松伏町を盛りたてたい方など、ぜひご応募ください。

■募集職種、採用予定人数及び受験資格

募集職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職 (障がい者対象)	若干名	高校卒（見込み含む）以上で、次の①及び②に該当する方 (平成2年4月2日以降に生まれた方) ①障害者手帳の交付を受けている方②活字印刷文による筆記試験に対応できる方
建築技術職	若干名	大学以上において建築の専門課程を専攻し卒業(見込み含む)した方 (平成9年4月2日以降に生まれた方)
土木技術職	若干名	大学以上において土木の専門課程を専攻し卒業(見込み含む)した方 (平成9年4月2日以降に生まれた方)
保健師	若干名	保健師免許を有する方又は免許を取得する見込みの方 (昭和59年4月2日以降に生まれた方)
保育士	若干名	保育士資格を有する方又は資格を取得する見込みの方 (昭和59年4月2日以降に生まれた方)

※受験資格の詳細は、受験案内でご確認ください。

■第1次試験(筆記試験)

書類選考の合格者に第1次試験を実施します。

日程 9月18日(日)

【応募方法等】

受験案内で詳細を確認の上、所定の申込書類によりご応募ください。受験案内と申込書類は、町ホームページよりダウンロードできます。また、総務課、中央公民館、多世代交流学習館及び北部サービスセンターでも配布しています。



令和2年度採用 保健師

■第2次試験及び第3次試験(面接試験)

第1次試験及び第2次試験の合格者に通知します。

▶障害児福祉手当(特別障害者手当)

20歳未満で、常時介護を必要とする方に支給される手当です。

障がいを支給事由とする年金を受給している方、施設入所者は対象外です。

手当の額(令和4年4月～)※8月支払い分～

手当の種類	月額(1人について)
特別障害者手当	27,300円
障害児福祉手当	14,850円

(20歳以上で、常時介護を必要とする方には特別障害者手当が支給されます。継続して3か月を超えて病院などに入院している方、施設入所者は対象外です。)

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当(特別障害者手当)を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

▶ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。一部負担金から次の自己負担額を控除した額が支給されます。

〈支給対象者が市町村民税課税者の場合〉

①医療機関等ごと 1人につき 通院 1,000円/月

②医療機関等ごと 1人につき 入院 1,200円/日

ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。

▶母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

手当等の申請には、必要な書類があります。

これらの福祉制度には所得制限があり、助成できない場合があります。